



TNY India Newsletter

2026/1/15
No.29

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 ウェビナーのご案内
- 3 デジタル個人情報保護法の施行について
- 4 デジタル個人情報保護法の概要について
- 5 2025年12月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（12月1日～12月31日）
- 6 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では、インドのデジタル個人情報保護法についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、tomohirom@tny-legal.comまでご連絡頂けますと幸いです。

ウェビナーのご案内

ウェビナーの開催についてご案内いたします。

インド事務所に駐在している松下智宗弁護士とMedhiyaa Rmesh弁護士が、インド進出済の企業様または進出をご検討中の企業様向けにインド法務ウェビナーを行います。

今回のウェビナーでは、昨年11月に施行された改正新労働法についてご説明いたします。

インドの労働法は連邦法から州法に至るまで、様々なものがあり、どの法令がどの場合に適用されるのか体系的な理解が難しいとされています。

このたび、労働法の内、複数の連邦法を4つの法典に整理統合した上で改正を加えたものが新たに施行されています。そこで、本ウェビナーでは、新たに施行された4法典について、その概要や改正点をご説明いたします。

前回のウェビナーの際にもインドにおける労務を取り扱いましたが、今回は、より詳細に新4法典についてご紹介できればと思います。参加は無料となっておりますので、奮ってお申込みください。

【日時】2026年2月26日（木）

12時30分～13時30分（インド時間）、16時～17時（日本時間）

【開催方法】オンライン（Zoom）

【参加費】無料

【テーマ】新労働法の詳細

【講師】松下智宗弁護士、Medhiyaa Rmesh弁護士

【申込方法】下記URLよりご登録下さい。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSd0SS0S8i2jYcmfTGrUYE3mAnawBxGcrY4xDaGGjsrwU8Gecg/v>

iewform?usp=publish-editor

デジタル個人情報保護法の施行について

これまでインドには、個人情報保護に関する包括的な一般法がなく、一部の法令がIT分野における個人情報の取扱いを規律しているにとどまっていました。

しかし、2022年に、電子情報技術省 (Ministry of Electronics and Information Technology) が2022年デジタル個人情報保護法案 (the Digital Personal Data Protection Bill, 2022) の草案を公開し、翌年には、2023年デジタル個人情報保護法 (Digital Personal Data Protection Act, 2023) (以下、「デジタル個人情報保護法」といいます。) が成立しました。

同法はこれまで未施行でしたが、2025年11月13日付で2025年デジタル個人情報保護規則 (以下、「デジタル個人情報保護規則」といいます。) が新たに公開され、同規則によって、デジタル個人情報保護法が定める規制の詳細がより具体化されました。また、当該デジタル個人情報保護規則の公開と合わせてインド政府はデジタル個人情報保護法の施行スケジュールが公表されています。

弊事務所では、個人情報取扱い規定の作成やレビューを含め、デジタル個人情報保護法の施行に伴うコンプライアンス対応に関する各種ご相談を受け付けております。

個人情報の取扱いに関してご相談がありましたら、お気軽に本ニュースレター末尾記載の連絡先もしくは

tomohirom@tny-legal.com

までお問い合わせをいただけますと幸いです。

デジタル個人情報保護法の概要について

1. 施行スケジュール

デジタル個人情報保護法の施行スケジュールは以下のとおりです。

施行時期	施行されるデジタル個人情報保護法の条文	主な内容
2025年11月13日	第1条 第2条 第18条～第26条 第35条 第38条～第43条 第44条 (1) 、 (3)	定義、データ保護委員会 (Data Protection Board of India) の設立・構成等
2026年11月13日	第6条(9) 第27条 (1) (d)	同意管理者 (Consent Manager) の登録について
2027年5月13日	第3条～第5条 第6条(1)～(8) 及び同(10) 第7条～第10条 第11条～第17条 第27条の内第 (1) (d) 以外の残りの部分	個人情報の処理、個人情報主体の権利・義務、紛争解決、罰則等

	第28条～第34条 第36条 第37条 第44条(2)	
--	--------------------------------------	--

2. デジタル個人情報保護法の内容

(1) 適用範囲

デジタル個人情報保護法の適用範囲は、デジタル形式で収集された個人情報および非デジタル形式で収集されデジタル化された個人情報です（デジタル個人情報保護法3条）。

ここでいう「個人情報」（personal data）とは、当該情報によって、または、当該情報に関連して個人を識別することのできる情報をいいます（デジタル個人情報保護法2条(t)）。

また、同法には域外適用があり、インド国外におけるデジタル個人情報の「処理」（processing）であっても（「処理」の定義については後述します。）、インド国内の個人情報主体に対する商品またはサービスの提供活動に関連する場合には同法の適用対象となります（デジタル個人情報保護法3条(b)）。

(2) 個人情報保護委員会

デジタル個人情報保護法下に基づき、中央政府は個人情報保護委員会（Data Protection Board of India）を設置します。

個人情報保護委員会は、デジタル個人情報保護法に関する義務違反等に関する苦情を受け付け、調査を行い、違反者に罰則を科す等の権限を有しています。

(3) 個人情報の処理

個人情報の「処理」とは、デジタル個人情報に対して実行される、完全または部分的に自動化された操作または一連の操作を意味し、収集、記録、体系化、構造化、保管、適応、検索、使用、調整、組み合わせ、インデックス作成、共有、送信による開示、配布またはその他の方法による利用可能化、制限、消去または破壊などの操作が含まれます（デジタル個人情報保護法2条(x)）。

個人情報の処理は、同法の規定に従い、「合法的な目的」（lawful purpose）を有しており、なおかつ、(a)個人情報主体の同意が得られている場合、または、(b)デジタル個人情報保護法が定める「特定の正当な利用」（certain legitimate uses）の場合にのみ行うことができます（デジタル個人情報保護法4条1項）。なお、「合法的な目的」とは、法律で明示的に禁止されていない目的を意味します（デジタル個人情報保護法4条2項）。

(4) 個人情報主体の同意

個人情報主体からの同意を得る場合には、(i)個人情報およびその利用目的、(ii)同意の撤回や苦情申立てにかかる権利の行使方法、(iii)個人情報主体が個人情報保護委員会（Data Protection Board of India）に苦情申立てを行う方法を通知する必要があります（デジタル個人情報保護法5条1項）。

また、これを受け、デジタル個人情報保護規則は、通知の要件を以下のとおり定めています（デジタル個人情報保護規則3条）。

①当該通知が、情報受託者によって提供される、または、提供される可能性のある他の情報とは独立して提示され理解可能であること。

②個人情報主体が、個人情報の処理について具体的かつ充分な情報に基づいた同意を与えるために必要な詳細を、明確かつ平易な言葉で公正に説明するものでなければならない。これには、少なくと

も以下の内容が含まれます。

- ・当該個人情報の詳細な説明
- ・当該処理の目的および当該処理に基づいて提供される商品、サービス等の具体的な説明

③情報受託者のウェブサイトやアプリにアクセスするためのリンクおよび個人情報主体が以下の行為を行うために利用可能な手段を示すこと。

- ・同意の撤回
- ・デジタル個人情報保護法に基づく権利の行使
- ・個人情報保護委員会への苦情申立て

(5) 情報受託者

「情報受託者」 (Data Fiduciary) とは、単独で、または他の者と共同で個人情報の処理の目的と手段を決定する者をいいます (デジタル個人情報保護法2条(i))。

情報受託者にあたる者は、以下の義務を負っています (デジタル個人情報保護法8条)。

- ①2023年デジタル個人情報保護法および同法に基づき制定される規則を遵守すべき義務。
- ②個人情報が、(a)個人情報主体に影響を与える決定を行うために利用される場合、または、(b)別の情報受託者に開示される場合、当該個人情報の完全性、正確性、および一貫性を確保すべき義務。
- ③2023年デジタル個人情報保護法および同法に基づき制定される規則の遵守を確実にするために、適切な技術的、組織的措置を講ずべき義務。
- ④個人データの漏洩を防ぐための合理的なセキュリティ保護措置を講ずべき義務。
- ⑤個人情報の漏洩が発生した場合に、所定の形式および方法で、個人情報保護委員会および影響を受ける各個人情報主体に当該漏洩を通知すべき義務。
- ⑥個人情報主体が同意を撤回した場合、または指定された目的がもはや果たされていないと合理的に推定できる時点のいずれか早い時点で当該個人情報を消去し、当該個人情報を個人情報処理者に提供した場合には、当該処理者に当該個人情報を消去させる義務。
- ⑦所定の方法で、該当する場合は情報保護責任者 (Data Protection Officer) の業務連絡先、または、情報受託者に代わって個人情報主体が個人情報の処理に関して提起した質問に回答できる人物の連絡先を公開する義務。
- ⑧個人情報主体からの苦情を処理するための効果的なメカニズムを確保すべき義務。

(6) 重要情報受託者

デジタル個人情報保護法は情報受託者について、「重要情報受託者」 (Significant Data Fiduciary) という類型を設けています。

どのような情報受託者が重要情報受託者に該当するかは、処理される個人情報の量と機密性や個人情報主体の権利に対するリスク等の考慮要素を含む関連要因の評価に基づき、中央政府が定めるものとされています (デジタル個人情報保護法10条1項)。

なお、現状、デジタル個人情報保護規則においても、いかなる者が重要情報受託者に該当するかの明確な定めは設けられていません。

しかし、重要情報受託者に該当する場合には、苦情申立ての処理メカニズムの連絡窓口となる情報保護責任者 (Data Protection Officer) を設置しなければなりません (デジタル個人情報保護法10条2項(a))。

また、重要情報受託者は、情報監査を実施するための独立情報監査人 (independent data auditor) を任命しなければならず (同項(b))、個人情報主体の権利に対する定期的なリスク評価や監査を実施する必要があります (同項(c))。

また、デジタル個人情報保護規則では、上記重要情報受託者の義務についてさらなる詳細が定められ具體化されています。

(7) 同意管理者

デジタル個人情報保護法は、個人情報主体が自身の個人情報の同意や撤回等を单一の窓口を通じて行えるよう同意管理者（Consent Manager）という仕組みを導入しています。

同意管理者とは、アクセス可能で透明性があり相互運用可能なプラットフォームを通じて、個人情報主体が同意を与え、管理し、確認し、撤回できるようにするための单一の連絡窓口として機能する者で、個人情報保護委員会に登録された者と定義されています（デジタル個人情報保護規則法2条(g)）。

個人情報受託者は、同意管理者が構築したプラットフォームを通じて、個人情報の処理に関する同意を求めるリクエストを個人情報主体に送信し、個人情報主体は当該プラットフォームを通じて、情報受託者に対し同意を与えることができます。

また、例えば、個人情報主体が銀行1に口座を有しているとして、銀行2が当該口座の明細書に含まれる個人情報の処理に関する同意を、同意管理者のプラットフォームを通じてリクエストした場合、個人情報主体は、当該プラットフォーム上で、銀行1経由で銀行2に同意を転送するとともに、銀行1に対し自身の口座明細書を銀行2に送信するよう指示することもできます。

このように、同意管理者は、個人情報主体の同意等を一元的に管理するプラットフォームを提供する役割を有します。

同意管理者の登録要件は、デジタル個人情報保護規則に詳細が定められており、以下のとおりとなっています（デジタル個人情報保護規則別表1）。

- ①インドに設立された会社でなければならない
- ②同意管理者としての義務を履行するに足る充分な能力（技術力・運用能力・財務的能力を含む）を有していなければならない
- ③財務状況および経営が健全である
- ④純資産が2000万ルピー以上でなければならない
- ⑤事業量、資本構成、収益見通しが適切でなければならない
- ⑥取締役等が、公正かつ誠実であることの一般的な評判と実績を有していること
- ⑦プラットフォームが個人情報保護委員会の基準等に準拠しており、同意管理者としての義務を適切に遵守できる技術的、組織的措置が講じられていることが独立機関により証明されていること

2025年12月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（12月1日～12月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
Dec 1	The Companies (Specification of definition details) Amendment Rules, 2025.	Ministry of Corporate Affairs

Dec 30	Relaxation of additional fees and extension of time for filing of Financial Statements and Annual Returns under the Companies Act, 2013	Ministry of Corporate Affairs
Dec 31	The Companies (Appointment and Qualification of Directors) Amendment Rules, 2025.	Ministry of Corporate Affairs
Dec 31	The Companies (Removal of Names of Companies from the Register of Companies) Amendment Rules, 2025	Ministry of Corporate Affairs
Dec 4	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Responsible Business Conduct) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Credit Information Reporting) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (All India Financial Institutions - Credit Information Reporting) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (Non-Banking Financial Companies - Credit Information Reporting) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (Asset Reconstruction Companies - Credit Information Reporting) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (Non-Banking Financial Companies - Credit Information Reporting) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (Credit Information Companies) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Credit Facilities) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Concentration Risk Management) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 4	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Income Recognition, Asset Classification and Provisioning) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India

Dec 4	Reserve Bank of India (Commercial Banks – Prudential Norms on Capital Adequacy) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 5	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Undertaking of Financial Services) (Amendment) Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 5	Reserve Bank of India (Non-Banking Financial Companies - Undertaking of Financial Services) (Amendment) Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 11	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Credit Risk Management) - Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 11	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Cash Reserve Ratio and Statutory Liquidity Ratio) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 29	Reserve Bank of India (All India Financial Institutions - Know Your Customer) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 29	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Know Your Customer) Amendment Directions, 2025	Reserve Bank of India
Dec 15	Securities and Exchange Board of India (Registrars to an Issue and Share Transfer Agents) Regulations, 2025	Securities and Exchange Board of India
Dec 30	The Sports Broadcasting Signals (Mandatory Sharing with Prasar Bharathi) Act, 2007 (Amendment)	Ministry of Information and Broadcasting
Dec 30	Draft Industrial Relations (Central) Rules, 2025.	Ministry of Labour and Employment
Dec 30	The Draft Occupational Safety, Health and Working Conditions (Central) Rules, 2025.	Ministry of Labour and Employment
Dec 30	The Draft Code on Social Security (Central) Rules, 2025	Ministry of Labour

		and Employment
Dec 30	The Draft Code on Wages (Central) Rules, 2025.	Ministry of Labour and Employment
Dec 23	(Insolvency Resolution Process for Corporate Persons) Regulations, 2016. (Amended as of 23.12.2025)	Insolvency and Bankruptcy Board of India

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございました。

本年もより一層サービスの向上に努め、日系企業様のインドにおけるビジネスを法務面からサポートできるよう精進してまいります。

皆様の発展とご健勝をお祈り申し上げます。

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

本稿は、2026年1月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>